

## 空き家除却助成金 のご案内

館林市では、昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上空き家となっている住宅を解体する場合に、その解体費用の一部を助成しています。

お問い合わせ先

館林市都市建設部建築課住宅施設係

0276-47-5156

クラッソーネは館林市と  
空家等対策に関する連携協定を結んでいます。

※解体工事の一括見積りや不動産仲介等のご紹介はクラッソーネが提供するサービスです。

助成額

交付対象工事に要する費用の1/2かつ

不良住宅 60万円(上限)

準不良住宅 20万円(上限)

対象となる主な空き家

- 一戸建ての「専用住宅」もしくは「併用住宅」または「長屋」で、自己の居住の用に供していたもの
- 市職員が行う現地調査により判定されたもの
- 市税を滞納していないこと

※その他諸条件があります。また、申請には事前の相談が必要になりますので、詳細はお問合せください。

## 土地国庫 帰属制度

どんな制度?



対象となる  
土地の要件とは?

一定の要件を満たした場合に、相続した土地を手放して國の所有に出来る制度です。2023年に開始されました。



### 解体費用 シミュレーター

本制度の適用は更地が前提条件です。まずは概算の解体費用を把握しましょう。



### 管理不全 空家等の新設



管理不全  
空家等とは?

建物が建っていない=更地であることが前提条件です。その上で、土壤汚染されていない等いくつかの条件があります。

管理不全空家等に  
指定されると?

適切な管理ができておらず、放置すると特定空家等になる恐れのある建物のことです。空き家問題の増加に伴い2023年に新設されました。



### 空き家の 迷惑度診断

所有されている空き家の  
管理状態が適切かどうか、  
簡単な質問に答えるだけで  
診断できます。



クラッソーネは空き家や家じまいでのお困りごとをサポートしています



クラッソーネは、全国2,000社超の解体工事会社ネットワークで、安くて安心な解体工事を実現する解体工事のプラットフォームです。不動産売却や館林市をはじめとした全国100の自治体※と「空家等の除却促進に係る連携協定」を締結し、空き家問題の解決に取り組んでいます。※2025年1月24日現在 行政運営の団体含む



# 空き家解決 マニュアル



## 空き家の放置がもたらす3つのリスク



空き家の長期間放置は、様々な実害が発生します。放置すればするほど、整理が難しくなる「負動産」に。親族や近隣に負担をかけないためにも、自治体の制度を確認して早期解決に取組みましょう。



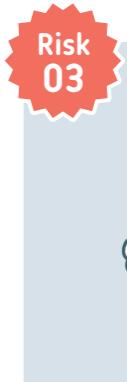
Risk  
01  
累積する  
家計へのダメージ!!



Risk  
02  
老朽家屋が  
法的措置の対象に!?



空き家は保持しているだけで、固定資産税・水道光熱費・火災保険料・營繕費用・移動交通費などがかかります。地域や建物により異なりますが、一般的には年間20~30万円程かかるケースが多く、5年間も経てば100万円を超える看過できない負担に。



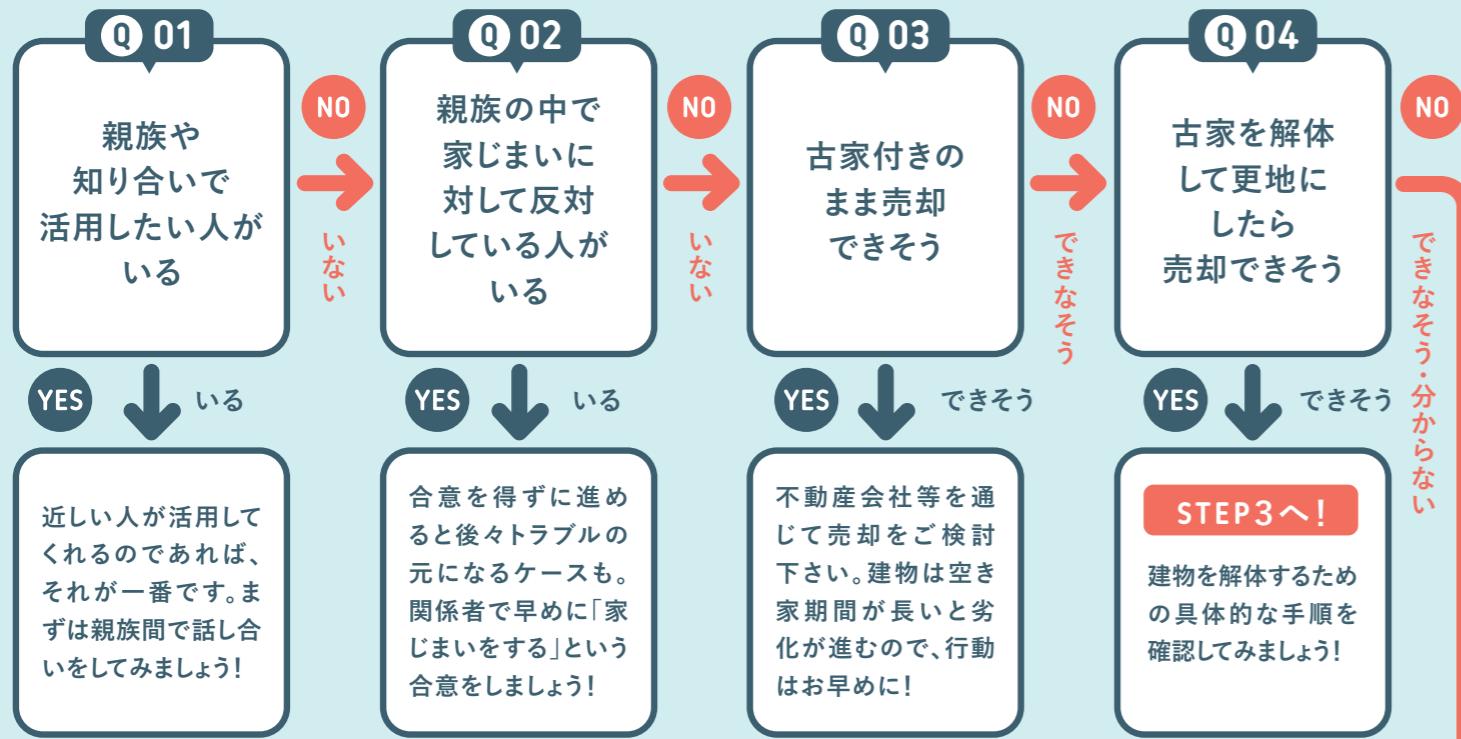
Risk  
03  
火災・損壊による  
近隣トラブル!?



人が住まなくなり、管理がされなくなった建物は想像以上に劣化が早くなります。樹木や雑草の繁茂、ゴミの不法投棄など近隣とのトラブルの要因にも。空き家の火災や倒壊で近隣に被害を出したら数千万円超の損害賠償請求をされるリスクも!

## STEP 1

あなたの空き家はどうするのが最善?  
下のYES/NOチャートで確認してみましょう!

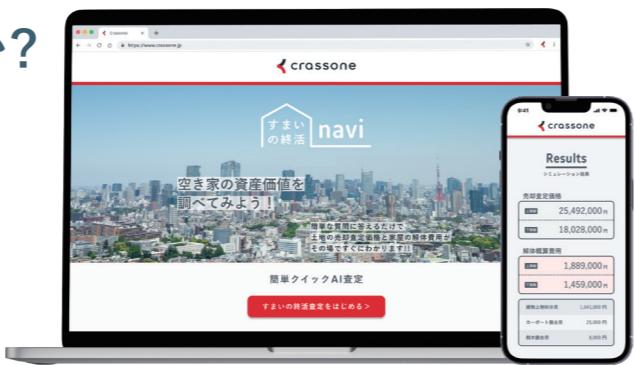


## STEP 2

まずは空き家の資産価値を  
調べることから始めませんか?

「自分の土地が売れるか分からない」そんな時は、すまいの終活ナビをご活用下さい。土地面積などいくつかの質問に  
答えれば、その場で売却額の目安が分かります。無料でお使いいただけます。

すまいの終活ナビ  
はこちら



土地の資産価値が高い場合も低い場合も  
まずはご相談下さい!

クラッソーネ「空き家の相談窓口」にご相談ください

クラッソーネでは、不動産売却先のご紹介、売却が困難な土地建物の引受け先のご紹介など、空き  
家の整理に関するご相談をワンストップでお受けする「空き家の相談窓口」を開設しています。すべ  
て無料です。まずは一度ご相談下さい。

お電話でのご相談

豊富な知識と経験を持ったコンサルタントがサポートいたします。  
通話無料 0120-304-395 受付時間 9:00~18:00  
(定休日:土・日・祝)

空き家の相談窓口  
はこちら



## STEP 3

土地の売却ができそうな場合は解体工事をご検討下さい。  
必要な段取りを把握して 不要なトラブルを回避しましょう!

